

四 発行方法の適用振替等の法の三
二 条項及びその根拠を規定する法律の発行の日
一 号及び記載の年月日
省令第○三十三年十一月二〇日
財務省告示第○三十三年十一月二〇日

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

のに億つ定う億額
 公必七いにち円面
 債要千て基、金
 のな六はづ財額
 発財百、き政で
 行源八額発法一
 のの十面行第兆
 特確万金し四七
 例保円額た条千
 にを、で利第四
 関図財千付一百
 する政四国項七
 るた運十債の十
 法め営六に規一

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 ー加るに臣行争入
 と者発応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 こ。II以度債入募ー
 非下額市札入とい
 価ーを場でのう
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定ー
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

口 イ

ハ

口

払

特 国 入 價	込 行 争 非 者	特 国 行 争 非 者	特 国
別 債 札 格	入 價 ・ 別 債	入 價 ・ 別 債	
參 市 発 競 金	札 格 第 參 市	札 格 第 參 市	
加 場 行 争 額	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	

万 三 六 一	で た 条 特	で た 条 特 十 金 し 二 千 は づ 法 十 つ 定 す 九 額 発 律
二 千 万 兆	二 利 第 別	三 利 第 別 五 額 た 条 三 、 き 第 二 い に る 百 面 行 第
千 五 五 七	千 付 一 会	千 付 一 会 万 で 利 第 百 額 発 四 億 て 基 法 八 金 し 三
円 百 千 千	九 国 項 計	五 国 項 計 円 五 付 一 九 面 行 十 四 は づ 律 十 額 た 条
四 円 五	百 債 の に	百 債 の に 千 国 項 十 金 し 七 千 、 き 第 五 で 利 第
十 百	九 に 規 関	二 に 規 関 九 債 の 五 額 た 条 四 額 発 四 万 八 付 一
億 五	十 つ 定 す	十 つ 定 す 百 に 規 万 で 利 第 百 面 行 十 円 千 国 項
四 十	二 い に る	七 つ 定 円 五 付 一 七 金 し 六 、 四 債 の
千 二	億 て 基 法	十 い に 、 百 国 項 十 額 た 条 特 百 に 規
九 億	円 、 づ 律	二 て 基 同 六 債 の 五 で 利 第 別 六 つ 定
百 七	額 き 第	億 は づ 法 十 に 規 万 千 付 一 会 十 い に
二 千	面 発 四	面 發 四 四 、 き 第 九 つ 定 円 四 国 項 計 億 て 基
十 八	金 行 十	百 額 發 六 億 い に 、 百 債 の に 三 は づ
三 百	額 し 六	六 面 行 十 三 て 基 同 二 に 規 関 千 、 き

十二	口	イ一	発	振額最	八
利入価・別債行争非者特国 札格第参市及入価・別債 発競II加場び札格第参市 率行争非者特国発競I加場	入価發 札格行行 発競価 行争格日	替 額 面 位	低行争非者特国行争非者 入価・別債入価・ 札格第参市札格第 発競II加場発競I		
年	錢額格	錢額	平す額の振	五	三
○	八面	五面	成るの記替	万	千
・	厘金	厘金	三。整載法	円	六
一	額	以額	十数又の		億
パ	百	上百	年倍は規		二
ー	円	円	の記定		十
セ	に	そに	二金録に		五
ン	つ	れつ	月額はよ		万
ト	き	ぞき	三に、る		六
	百	れ百	日よ最振		千
	円	円	る低替		円
	四	応四	も額口		
	十	募十	の面座		
	六	価六	と金簿		

二十九十八十七十
十
九八七六五十四
十
三

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以
初期利利子
の経過込利み子

平成財務日額平をそ支毎
本面成支の払年
三大銀行額三払日期六
十年臣から通知
百二十円年六月に
百二円年六月に
に十二月に
き月に
百一円日
受けた者
額面金額の総額
 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
す次そが金と平
る号の銀額し成
期及翌行を、三
日び當休支次十
に第業業払の一
つ十日日う算年
い六にに。式六
て号支当たにに
同に払ただよ一
じおうるしり日
い(と、算を
。て以き支出支
規下は払し払
定、期た期
る定り払募
。す算込入
る出金決
期し額定
日たにの
に金加通
払額え知
いを、を
込第次受
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、